令和4年4月

富士市農業委員会会議議事録

- 1.開催日時 令和4年4月12日(火) 午前 9時30分から 10時05分
- 2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室
- 3.出席委員

農業委員会会長 渡邉 萬里 17番 農業委員会会長職務代理者 望月稔 1番

> 委員 2番 望月 英俊

田村 英俊 3番

谷津倉 寛 5番

笹古 時男 6番

7番 渡邉 武敏

近藤 敏男 8番 鈴木 一孝

9番

新舟 進 10番 長尾 忠 11番

佐野 隆洋 佐藤 正職 12番

13番

渡邉 哲史 14番

太田 篤子 15番

安藤 公男 16番

18番 後藤 環

荻田 丈仁 19番

4. 欠席委員

委員 髙井 修一 4番

- 5. 議事
 - (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- 6.農業委員会事務局職員

事務局長 古谷 隆明 統括主幹 深澤 公保 野村 昌寛 主幹 主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より 指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め5番谷津倉 寛君、6番笹古 時男君の両名を本日の会議の 議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指 名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第12号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局

(事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長

最初に、議案5ページの議第12号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。

元吉原地区8番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案5ページ元吉原地区8番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局

元吉原地区を担当する委員は新任ですので、今月は担当委員の報告の例として事務局から説明させていただきます。

申請地は、沼津バイパスのドン・キホーテユニーのある交差点から一つ西側にある桧町北という信号機のある交差点から150mほど西の北側の側道沿いにあります。譲渡人は相続により取得しましたが、農業経験が無く、耕作管理が難しいため売却を希望していました。譲受人は申請地の北側に隣接する田んぼを耕作している方です。譲渡人から話があり、隣接する自己の農地と一体管理を行うため取得したいとのことです。現地を確認したところ、耕作は行っていない状態でした。周辺は東部土地改良区でほとんど田んぼの区域です。隣接する田んぼと一体で管理するとのことですので、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。担当委員からも補足があればお願いいたします。

委員(報告者)

補足することは特にありません。私もこの近くで田んぼを作っているのですが、去年くらいまではだいぶ荒れていましたが、今回現地を確認したところ、手が入ってきれいになっていました。北側が譲受人の田んぼですので問題ないと思います。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項 には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

元吉原地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 元吉原地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に島田地区9番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ島田地区9番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局 本案件につきましても、事務局より説明させていただきます。

申請地は、弥生通りと県道鷹岡富士停車場線が交差するところから、北西に250 mほどのところにあります。譲渡人は近くで農業を行っている方です。この方も令和3年1月の農地法第3条許可で前の所有者から取得したのですが、取得の際に予定していた北側の田んぼの所有者からの協力が得られず機械類を入れることができないため耕作が困難とのことです。譲受人は岩本山でハウス栽培を大きく行っている兼業農家の方で、従業員を雇用して事業を行っています。申請地の東側に隣接する農地を所有しており、譲渡人と話し合った結果、一体管理を行うことでまとまったとのことです。現地を確認したところ、雑草が生えて耕作放棄地になっていたようでした。周辺は水田と畑が混在する地域です。申請地と隣接する自己所有農地でシキミ栽培を行いたいとのことです。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。担当委員からも補足があればお願いいたします。

委員(報告者) なにぶん初めてのことですのでよく分かっていないのですが、私から補足することは特にありません。

会長次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項 には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

島田地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

会長

質疑ございませんので、裁決に移ります。 島田地区9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に今泉地区10番、11番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 | (事務局議案5ページ今泉地区10番、6ページ今泉地区11番 朗読)

会長
それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、今泉地区10番、11番とも大淵の法仙寺というお寺から300mほど北のところにあります。譲受人は同じ方で、40代とまだ若く、これから農業を一生懸命やっていきたいので、以前から借りていた農地を取得したいとのことです。現地を確認したところ、きれいな畑として管理されていました。周辺は畑と住宅が混在する地域です。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項 には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

今泉地区10番、11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 今泉地区10番、11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に今泉地区12番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ今泉地区12番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、広見商店街の通りを青葉台に向かい、突当りのT字路を西に200mほど戻ったところにある交差点の少し南のところにあります。道路の拡幅に伴い、譲受人の農地の一部が買収されることとなり、その交換として農地に隣接する富士市の土地を譲り受けたいとのことです。現地を確認したところ、一体の農地であり、道路用地の交換ということであれば仕方ないかと思います。周辺農地への影響も無いようですので、何ら問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定により、隣接する農地の所有者が一体として利用するための権利取得であるため、例外として認められると考えます。

会長

今泉地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 今泉地区12番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に北部地区13番、14番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案6ページ北部地区13番、14番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局

本案件につきましても、事務局より説明させていただきます。

申請地は、北部地区13番が神戸小学校から主要地方道富士裾野線を北に400 mほど進み、左折して西に150mほど進むと矢坪橋という橋があるのですが、そこからさらに100mほど進んだ交差点の南西にあります。北部地区14番は先ほどの交差点を南に150mほど進んだところから畑を30mほど東に入ったところにあります。交換のため、北部地区13番の譲受人、譲渡人が、北部地区14番の譲渡人、譲受人となります。北部地区14番は接道が無く耕作が難しいことから、隣接する農地を所有する譲受人が譲り受け、そこと条件的に近い北部地区13番を譲り渡すとのことです。現地を確認したところ、北部地区13番はきれいに整地された農地で、北部地区14番は隣接農地と一体で耕作されていました。周辺はお茶やシキミを栽培している地域です。お二人とも近隣でお茶とシキミを栽培している農家で、実質的な経営はそれぞれのお子さんがされています。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。担当委員からも補足があればお願いいたします。

委員(報告者)

現地を確認しましたが、特に問題ないかと思います。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

北部地区13番、14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区13番、14番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長

次に、議案8ページの議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。

鷹岡地区11番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ鷹岡地区11番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、富士西公園の北側にある狭い交差点を北東に200mほど進んだところにあります。譲渡人は相続により取得したのですが、自宅から離れており、管理

が大変であったことから、隣接する住宅に住む父親の兄弟である譲受人に譲りたいとのことです。現地を確認したところ、きれいに管理された畑でした。排水設備が無く、東側に隣接する畑との境は少し掘り下げているだけで、水溜まりができる状態でした。駐車場として使用するため、砕石を敷くなどの工事を行うとのことでしたので、隣接農地に影響が無いように対策を講じるように伝えました。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

鷹岡地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大淵地区12番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ大淵地区12番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は、中野の交差点から主要地方道富士富士宮由比線を西に1kmほど進み、丁字路を北に100mほど進んだところにあります。さらに西に200mほど進むと、富士山フロント工業団地があります。譲渡人は大淵にお住まいの方で、高齢のため農地の管理が難しくなってきているとのことです。譲受人は富士宮市で鉄鋼業を営んでいる方で、その資材置場として使用したいとの申請です。現地を確認したところ、きれいに管理された農地でした。隣接地は宅地や太陽光発電設備敷地で影響は無いと思われます。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

大淵地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区12番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案9ページの議第14号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。

吉永地区2番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案9ページ吉永地区2番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、周辺に目標物が無く説明が難しいのですが、富士市立高校から北東に2kmほどのところで、新東名高速道路の側道から北に300mほどのところにあります。申請地周辺は山林で、道路も無く入ることができませんでした。航空写真でも確認しましたが、周辺は山林で、農地への復元は困難ではないかと思われま

す。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 吉永地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長 次に、議案10ページの議第15号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案10ページ 朗読)

会長

事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長 次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案11ページをご覧ください。

報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。

次に議案12ページをご覧ください。

報第18号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届 出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。 件数5件。

次に議案14ページをご覧ください。

報第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、支障なかったことをご報告いたします。件数3件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年4月12日

農業委員会会長	
同委員	
同委員	